

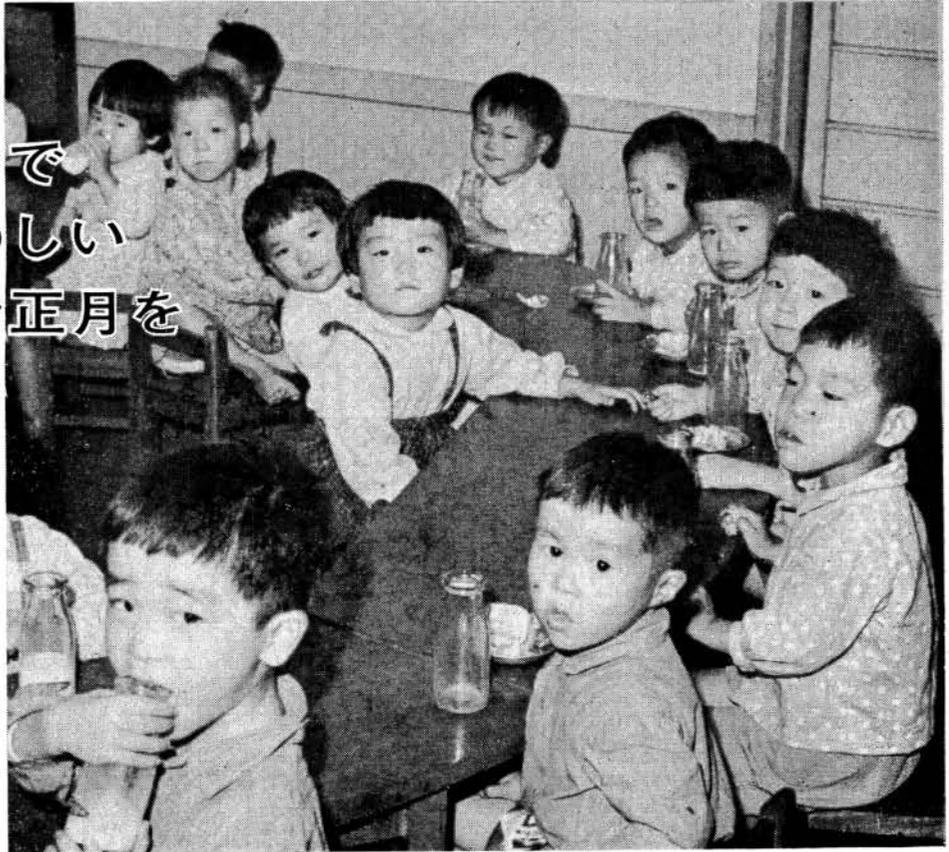
大村市政だより

人口の動き

(10月末日現在)	前月比
人口 56,521	(+115)
男 27,215	(+ 56)
女 29,306	(+ 59)
世帯数 13,567	(+ 55)
出生 84	転入 413
死亡 35	転出 347

■昭和33年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日発行 ■定価1部5円
 ■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 菊池綱昌 ■印刷所 大村活版所

みんなで
 たのしい
 お正月を



歳末たすけあい運動

12月1日～31日

才17回歳末たすけあい運動が、12月1日から31日まで行なわれます。

わたしたちは周囲の人達の生活をよく知りあい、たすけあいの心をよびおこし生活に困っている方や、干害などの被災世帯、めぐまれない子供たちのことを考え、この運動に協力いたしましょう。

年末の郵便物

▼年賀状の特別取扱いは十二月十五日から二十八日までですが、差し出しがおそくなると元旦に配達されない場合があるようです。おそくとも十二月二十二日ぐらいまでには出しましょう。できれば、市内あてと、その他の地区の分をたばねて、「市外あて年賀」「市内あて年賀」と書いた紙をつけた方がいいでしょう。

▼私製はがきの年賀状もいいものですが、表面には必ず赤で「年賀」と書きましょう。料金は七円です。五十通以上出すときは、料金別納にすると切手をはる手間がはぶけます。郵便局の窓口に出しましょう。

▼小包は十五日までにし荷札も厳重につけ、宛名ははつきり書きましょう。とくに子供さんあてのあて名には必ず…方をわすれないように。

○ (こ)をとしてください ○

干害たすけあい募金に 協力しましょう

九州を中心とする西日本一帯は、明治27年以来73年ぶりという干天にみまわれ、長崎県も、干害による被害が相当に出ています。

この被災農家の方々に慰め、再起の一助に資するため、長崎県では干害農家たすけあい運動を起し、広く一般から浄財を募ることになりました。大村市でも次の団体を中心となって募金にあたりますので、市民の方々のご理解と暖かい真心からのご協力をお願いいたします。

募金は各団体の組織を通じて行われますが、いずれの団体にも属さない方々は各町務連絡員を通じてご協力願います。期間は12月20日までです。

大村市 大村市議会 大村市農業協同組合 松原農業協同組合 大村商工会議所 大村市漁業協同組合 大村湾東部漁業協同組合 大村市農業共済組合 大村市青年団連絡協議会 大村市連合婦人会



たのしいみんなの音楽会

才8回大村市民音楽会が、11月3日、新しい市民会館で行なわれました。今年も、コーラス、三曲の合奏、ギター合奏、吹奏楽などもりだくさんのプログラムで、観る人も時間をわすれて一日をすごしました。

【窓口の手続】
転入、転出、転居などの届出は、印かん、転出証明書、米穀類の配給通帳、国民保険証、国民年金手帳などいっしょに持参してください。

転出や転入、転居のため住所地が変わったときは必ず十四日以内に市役所市民課か各出張所の窓口へ届け出なければなりません。とくに、十一月一日から住民基本台帳法が施行され、転入、転出、転居、戸籍などにもなる手続き(米穀類の配給通帳、住民登録、国民年金など)選挙人名簿届出手続などは一回の手続ですむようになりました。

新築・解家などのときは 必ず課税課へ届出を

昭和四十二年一月二日 連絡してください。調査から現在までに新築、増築、改築又は解家された家屋などの調査を行なっています。該当する家屋を持っておられる方です。調査を受けていない方がありましたら課税課へお知らせください。特に解家の場合は必ず

米穀通帳の有効期間を延長します
市民みなさんがいます

米穀通帳の有効期間を延長します
市民みなさんがいます

米穀通帳の有効期間を延長します
市民みなさんがいます

米穀通帳の有効期間を延長します
市民みなさんがいます

つておられる消費者用米穀通帳は、有効期間が本年十一月三十日までとなっておりますが、明年二月末日まで延長されましたので、そのままご使用ください。
なお、新通帳は来年二月末日までに、各米穀小売店を通じて配布いたします。

検診場所	検診日	時間	十二月の母子検診
三浦診療所	12月11日	9.30～12.00	
鈴田出張所	12月12日	9.30～12.00	
竹松出張所	12月13日	9.30～3.30	
松原出張所	12月18日	9.30～12.00	
福重出張所	12月19日	9.30～12.00	
萱瀬出張所	12月20日	9.30～12.00	

恩給などで事業資金消費資金を貸付け
恩給、扶助料、年金などをお持ちのかたで事業資金、消費資金が必要なかたに、つぎのとおり貸付を行ないます。

転出転入の届出は 十四日以内に

支給金額は支給年額の三年分以内で最高三十万円、利率は年六分です。
なお、くわしいことは長崎市大黒町三号国民金融公庫長崎支店におたずねください。

一結核健康診断一

異状のある方に通知

10月に行なつた昭和42年度一般市民の結核健康診断の結果がわかりました異状のある方に対しては11月25日の日に通知を発送しました。通知がなかった方は異状がなかった方です。ご安心ください。

なお、本年の受診状況は、対象者約14,000名に対し受診者は6,970名で、そのうち精密検査を要する人は412名でした。受診状況を地区別に見ますととくに市の中央部にあたる大村、西大村地区の受診率が低く、市全体では半数以上の方が受診していないこととなります。結核検診を毎年定期的を実施するのは結核を早く発見し早く治療をして日本から結核をなくすことが目的です。1年に1日は自分の体をたしかめる意味で、市民みなさんの中で該当する方はもれなく受診するようにしたいものです。

巡回行政相談所を開設

いろいろの役所や公社

公園、公庫、事業団など

に関係のあることで、お

困りのことがありましたら

気軽にご相談ください

い。例えば、国や県など

からももらえるはずの金が

もらえない、役所などの

仕事のために迷惑してい

る、手続や申出の方法が

わからないなどです。

相談は無料で、秘密を

守ります。

▽日時 12月6日 午前

10時より午後3時まで

▽場所 西大村出張所

▽相談員
行政相談委員
山口秋博氏
長崎行政監察局
羽月事務官

なお、平素は市内相談

委員竹松郷三七二の山口

秋博氏に手紙、電話また

は直接ご相談ください。

NHKのど自慢入場

整理券を発行
▽発行日 十二月二日よ

り十二月十日まで

▽発行場所
NHK大村通信部・商工

観光課・商工会議所・観

光協会・市民会館

なお枚数に制限があり

ますので一人一枚とし、

車両通行止

水道部では、水道

配水管布設工事のため、

つぎのとおり通行止を行なつていま

す。附近の方はご注意ください。

▽場所 池田郷石原

地区内農道 諏訪住

宅七区、植松地区内

農道

▽期間 12月1日か

ら12月25日まで

交付終了の場合は期間中

でも縮切ります。

菊の講座を開きます

二年後にせまった長崎

国体にそなえ、花いっぱい

運動を強力に展開しな

ければなりません。この

ためには市民みなさんの

協力が大切です。このた

め市では菊の栽培につい

ての講座を次のとおり開

きます。なるべく多くの

ご参加をおねがひします

特に今回は冬の準備作

業が主体となります。

▽対象 市内在住者

▽期間 昭和四十二年十

二月から昭和四十三年

国庫債券の買上によ

る 資金の貸付け

国庫債券をお持ちの

たで生活に困っておられ

る場合や事業の資金が必

要なためにつぎのとおり

国庫債券の買上げを行

なします。買上げを

希望される方は福祉事務

所へ申込みください。

歳末多忙
みんなで
手ぎわよく
早めに



▽対象となる国庫債券
●戦傷病者の妻に対する特別給付金国庫債券
●戦没者の妻に対する特別給付金国庫債券
●戦没者の遺族に対する特別弔慰金国庫債券
△申込受付期限
十二月十二日

なお、くわしいことは福祉事務所におたずねください。

交通教室

歩行者も 交通法規を守ろう

大村市内では十一月二

十日現在で
 発生件数 三百二十一件
 死者数 十名
 傷者数 二百二十一名
 の交通事故が発生し昨年の発生件数と死傷者数をすでに突破しています。
 このうち歩行者の被害事故で運転者の不注意によるものもありますが、中には歩行者に直接の事故原因がある場合も少くありません。

十一月一日から横断歩道附近における運転者の注意義務が強化されましたが、歩行者も次のことを正しく守って交通事故にかからないよう注意しましょう。

△歩道車道の区別がある道では歩道を、歩道車道の区別のないところでは右側端を歩きましょう。

▽道路を横断するときは

一度とまって必ず右、左の安全を確かめてから渡りましょう。

▽近くに横断歩道があるときは、いくらか遠まわりになつても、必ず横断歩道を旗又は手を上げて渡りましょう。

▽小さい子供さんを、道路で遊ばせたり独り歩きをさせないように注意し街に出るときは、必ず右手でしっかりとつないで放

市内施設めぐり

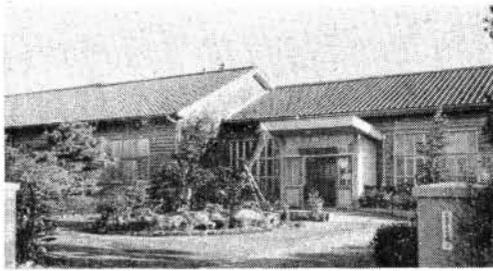
県立言泉寮

この言泉寮は、耳がきの長崎県立言泉寮は、昭和二十五年七月、児童福祉法により県内唯一のろ病気で聞えなくなった、うあ児施設として設立された。開設当時は市内古町にあったが、昭和三十四年現在の広々とした大村平野の中心である植松に新しい寮を建設し移転した。大村線竹松駅から徒歩で十五分のところ

この言泉寮は、耳がきの生活の中で言葉に親しませ、学校教育を行ない一般社会人に対する劣等感を持たないように指導し

この言泉寮は、耳がきの生活の中で言葉に親しませ、学校教育を行ない一般社会人に対する劣等感を持たないように指導し

〔写真〕言泉寮正面



所長 毎熊正尚氏
 職員 三十一名

市民手帳

“人権週間”

新憲法が施行されて二十二年になります。私たちが社会の一員として協同生活のなかにとけ

法を精神をもう一度考えたいものです。

“貯蓄をしよう”

十二月いっぱい全国的に貯蓄増強歳末特別運動が展開されます。この運動は明るい家庭を築きあげるために、おもに次のようなことを実行しようと呼びかけています。

- ▽日常生活を反省し消費の合理化と、堅実な生活設計をたてよう。
- ▽ボーナス、農産物代金などは計画的な暮らしの設計に役立てるため、ひとまず貯蓄にふりむけよう。
- ▽生活を正しく知るために家計簿をつけよう。

私たちは、十二月四日からの人権週間に、新憲法

【歳末たすけあいの寄付について】

寄付によって集められた義援金は年内に配分されますので、12月10日ごろまでに町総代のところへお願いいたします。